

産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会議事録（第33回）

議事録

日時：平成28年12月8日（木曜日）15時00分～17時00分

場所：経済産業省本館17階第2特別会議室

出席者：松原委員長、浦田委員、木村委員、田島委員、飛田委員

議題

1. 開会
2. 企業立地促進法の見直しに伴う緑地等の面積率設定の考え方について
 - (1) 検討の趣旨について
 - (2) 企業立地促進法の見直しの検討状況について
 - (3) 緑地等の面積率設定の考え方について
3. 工場立地法における町村への権限移譲について
4. 閉会

議事内容

○松原委員長　それでは、定刻となりましたので、ただいまより、産業構造審議会地域経済産業分科会第33回工場立地法検討小委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の司会進行役をさせていただきます東京大学大学院総合文化研究科の松原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は、住友化学株式会社レスポンシブルケア部環境・安全担当部長でいらっしゃいます村磯肇委員は、職務のご都合によりご欠席でございます。

それでは、会議に先立ちまして、鍛冶地域経済産業審議官より一言ご挨拶いただきます。よろしくお願いいたします。

○鍛冶地域経済産業審議官　経産省の鍛冶でございます。

委員の皆様方には、お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。また、松原先生におかれましては、このたびも委員長をお引き受けいただきまして、本当にありがとうございます。

私どもは、この工場立地法を、昭和48年、まさに公害問題が国の重大課題だというときに施行をしまいいりましてから、鋭意、運用を重ねてまいった次第でございます。そういう中で、さまざまな地域の緑化の取り組みが一つの大きな原動力になってきたと自負しておりますが、その流れとともに産業立地振興政策も続けてまいりまして、平成19年にできました企業立地促進法の中でも、この工場立地法についての一定の規制緩和を措置させていただいているところで、その規制と振興の調和の中で、これまでも企業立地政策を進めてまいったところでございます。

今般、その企業立地促進法がちょうど法律施行10年ということで、法律に基づきます見直し時期を迎えているということをごきかけといたしまして、この工場立地法検討小委員会を開かせていただきました。この法律の施行の現状をご審議いただくとともに、企業立地促進法を取り巻く地域経済産業政策の現状の課題についてご説明申し上げて、さらに、企業立地促進法の見直しの大きな流れの中で、今般の工場立地法の取り扱いについてもご審議をいただくということを考えて、お集まりいただいた次第でございます。

今日は、ぜひ活発なご議論をしていただきまして、私どもにいろいろご教示を賜ればと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○松原委員長　　どうもありがとうございました。

続きまして、今回新たに一般財団法人日本緑化センター専務理事でいらっしゃいます浦田啓充様が委員に就任され、本日ご出席いただいておりますので、簡単な自己紹介をお願いできれば幸いです。

○浦田委員　　日本緑化センターの浦田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私どもの財団では、経産省さんと協力しまして、各工場で緑化を熱心にやっていたいっている工場の表彰などもやらせていただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○松原委員長　　よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

また、本委員会には、お手元に委員名簿があるかと思いますが、その下の欄にありますように、オブザーバーとして関係省庁にもご参加いただいております。

なお、本日は、総務省消防庁国民保護・防災部防災課様、財務省理財局総務課たばこ・塩事業室様、厚生労働省医政局経済課様、農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室様、国土交通省都市局都市計画課様、環境省総合環境政策局環境影響評価課様にご参加いただいております。間違いないでしょうか。

よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入る前に、まず、本日の配付資料等について、事務局から説明をお願いいたします。

鎌田課長、お願ひいたします。

○鎌田地域企業高度化推進課長 事務局の地域企業高度化推進課長の鎌田でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

本日は、ペーパーレス会議とさせていただいておりますので、皆様のお手元に iPad をお配りしています。その操作方法につきまして一枚紙をお配りしておりますけれども、資料一覧のページのところまで皆様たどり着いておられますでしょうか。

この一覧の資料が今日使う資料でございます。

それから、議事に先立ちまして、この委員会の公開についてご説明をさせていただければと思います。資料 2 をお開きください。

本委員会につきまして、無記名の議事要旨を作成し、公開するということ。

それから、配付資料は原則としてホームページで公開するということ。

また、傍聴につきましては、今日 3 名ほど傍聴の方がおられますが、原則として、支障のない範囲で認めるということとさせていただいております。

また、開催日程は事前に周知するということ。

個別の事情がある場合については、資料等を非公開とするかどうかについて松原委員長に一任するというのでこの小委員会を進めさせていただいてきておりますので、今回につきましても同じ取り扱いとさせていただければと考えております。

私からは以上でございます。

○松原委員長 それでは、早速、本日の議事に入りたいと思います。

議事次第をごらんいただければと思います。

まず初めに、今回、小委員会で審議いただく趣旨につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

なお、本小委員会におきましてご意見のある方は、ネームプレートを立てていただければ、私から指名させていただきます。

それでは、まず、資料 3 をごらんください。

○鎌田地域企業高度化推進課長 ご説明いたします。資料 3 「検討の趣旨について」でございます。

趣旨でございますが、工場立地法におきましては、緑化規制につきまして地域準則を条例で定めることができると規定しています。これにつきまして、企業立地促進法で、市町村が条例で準則の特例措置を講じることができるとなっているわけでございます。この企業立地促進法につきましては、附則の第2条で、「法律の施行後10年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定しているものですから、現在、私どもで見直しに向けた検討を行っているということでございます。

この関係で、企業立地促進法の見直しの検討に伴いまして、緑地等の面積率の設定について、この特例をどうするかということについても本委員会において検討していただくというのが、本委員会にお集まりいただいた趣旨ということでございます。

以上でございます。

○松原委員長　　ただいま鎌田課長から資料3に基づきまして検討の趣旨についてご説明いただきました。

まず、この点につきましてご質問等がありましたらお受けしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

では、また後で戻っていただけますので、続きまして、企業立地促進法の見直しの検討状況について、事務局より説明をお願いいたします。

○田岡地域経済産業調査室長　　それでは、資料4をお開きいただけますでしょうか。「地域経済産業政策の現状と今後の在り方について」という資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

2ページでございます。まず、全体の地域経済が今どうなっているかということのデータ面でのご紹介でございます。製造業、非製造業の近年の投資額の推移を示してございます。リーマンショック後の設備の投資額ですが、その水準には、回復基調ではございますけれども、まだ戻っていないという状況がございます。

3ページでございます。2000年と2015年の地域別の投資額のシェアの推移を示してございます。サービスなどの非製造業の分野におきましては首都圏の比率が非常に高くなっており、大都市圏への集中がみられます。製造業につきましては、地域においては北陸地域が伸びていますとか、東海地域が大きく伸びていますとか、こういった状況がございます。

4ページでございます。現在、地域で生まれつつある新しい動きをご説明させていただきます。このページの下にありますように、地域で成功しつつある事業の特徴がございま

す。ターゲット分野として、これから伸びる産業を狙っているところ、それから、しっかりとリーダーシップをもって地元との連携で取り組んでいるところ、明確なビジネス戦略とスピード感のある経営資源の集中投入を行っているところ、こういったところを手がけている地域の資源や魅力を活用することによりまして、新しい収益機会を地域の内外に創出している事業、これを私どもは地域中核事業と呼ばせていただいておりますが、こういった取り組みが登場しているということでございます。

5 ページでございます。新しく市場が伸びている分野の今後の市場規模の見通しなどを紹介させていただいております。航空機、医療機器、データの利活用などの分野で今後大きく伸びていくということがございます。

6 ページでございます。観光、スポーツ分野でも今後大きく伸びていくことが推測されております。

7 ページでございます。地域でさまざまな先進的な取り組み、新しい調整が始まっております。7 ページにございますように、地域における共同受注体制と産学官連携の構築といった取り組みをされている長野県の多摩川精機、航空機・宇宙産業関連ですが、こういった取り組みもございます。

8 ページでございます。地域でのICTの分野で新しいオフィスなどをつくって産業集積をしていこうといった福島県会津若松市のような事例ですとか、また、駆け足で恐縮ですが、次の9 ページでございますけれども、観光分野などでは、「KAWAII・スノーモンキー」を世界に発信ということで、長野県の山ノ内町ではスノーモンキーというのをキーワードにした観光の取り組みなどもございます。

10 ページでございます。地域でスポーツの分野などでも、東北の仙台では楽天・コボスタジアムの整備が進んでおりますし、また、下にございますように、日本における文化財の利用状況ということで、これは観光と密接に連動いたしますが、金沢城の整備など、こういった取り組みも進んでいるところでございます。

11 ページでございます。食の分野などでは、北海道の旭川市のキョクイチさんなどは、地域の産品を高付加価値化で流通システムを整備して外にどんどん売っていこうといった取り組みをしております。また、下にございますように、岡山などでは、地域の大学病院や公立病院などが連携して、中四国の拠点としてのメディカルテクノバレー構想といった動きもございます。

次のページ以降は、企業立地促進法の実施状況と評価につきましてご説明をさせていた

だきます。

13ページでございます。地域経済産業政策の変遷をまとめさせていただいております。1970年代からの工業再配置促進法の制定以降、国が適正と考えるような産業立地の推進を進めてまいりました。90年代の後半以降、2000年代に入りまして、産業クラスター計画を2001年、そして、本日のご審議に関係します企業立地促進法を2007年に制定いたしまして、地域の自律的な発展の促進、地域主体の取り組みを国が応援していくといった政策にシフトしながら政策を進めているところでございます。

その中で、14ページでございますが、2007年から進めております企業立地促進法の状況のご説明でございます。この企業立地促進法は、全国での企業の工場などの新設や増設などを行う企業立地の動きと、工場などで新しい生産方式の設備を導入するなどによりまして、生産性を向上させるような事業高度化の取り組みを促す法制度でございます。

国が大きな「基本方針」をつくりまして、都道府県及び市町村が「基本計画」を策定いたします。それに沿いまして、事業者が「企業立地計画」、「事業高度化計画」をつくりまして、自治体に申請をいたします。それを自治体が承認した場合には、3. にありますような支援措置が受けられるという基本スキームになっております。この中で、本日のご審議に関係いたします工場立地法の特例も措置されておりまして、緑地面積率の引き下げが可能になるような措置が講じられております。

15ページでございます。この2007年以降、10年間にわたりまして、全体で自治体がつくる基本計画が191の計画を認めて進めてきたというのを15～16ページに紹介をさせていただいております。

17ページでございます。基本計画の中身として目標を設定しておりまして、その状況を17ページに書いております。

18ページでございます。基本計画の中身といたしまして、集積業種の設定状況でございます。グラフの左に製造業が多く描かれておりまして、多くの各自治体の基本計画の中では、製造業が中心に業種指定をされているといったものでございます。

19ページでございます。その目標と実績をまとめさせていただいております。上のほうに、基本計画終了時に目標に対して実績がどうであったかをお示しさせていただいております。付加価値額増加率につきましては目標に対して実績が逆にマイナスになってしまったということ、製造品出荷額などもマイナスになってしまったところが出ております。一方で、企業立地と新規雇用創出数につきましては、目標には達してはおりませんが、

1 計画平均当たり企業立地件数は51件、1 新規雇用創出数は1,114人といった実績が出ております。

こちらの要因については十分な分析が必要でございますけれども、この間、リーマンショックですとか東日本大震災、大きな円高の進行などがございましたので、こういった大きなマクロの環境の影響を受けていると考えております。

19ページは、その目標達成に至りました主な要因や至らなかった主な要因について集計しております。

21ページでございます。企業立地計画及び事業高度化計画、これは事業者単位の計画でございますが、その承認状況でございます。この10年間で、企業立地計画がおおよそ3,600件、事業高度化計画が2,100件、あわせて5,600件ほどの計画がこの法律に基づいて承認をされ、プロジェクトが進んだというものでございます。

22ページでございます。それぞれの事業者による計画の業種別の承認状況でございます。特徴といたしましては、食料品製造業と化学工業、金属製品製造業などの主要業種で企業立地計画のうちの約半分、事業高度化計画においても約半分が食料品や金属製品製造業など一部の業種で5割を占めているということでございます。

23ページでございます。自治体及び企業へのアンケートによりまして、自治体からの評価などを書かせていただいております。

24ページでございます。この法律の施行を通じて、支援措置としてどんなものが有効であったのか、こういったアンケートもっております。本日の議論に関係いたします工場立地法の特例でございますが、右上の表の中の一番上のところがございますように、企業立地促進法に基づく支援措置として、工場立地法の特例は、低利融資や地方税の減免に続きまして、3番目に有効であったという、非常に高い評価を受けている結果が出てきております。

25ページ以降は時間の関係でスキップさせていただきまして、30ページまで飛んでいただけますでしょうか。現行の企業立地促進法の施行状況をみての課題などについて書かせていただいております。現行の法律では、企業立地計画が合計5,632件、新規の雇用創出が約19万人といった一定の企業立地の結果を残しておるのですけれども、一方で、地域経済への波及効果という観点、付加価値や工場出荷額などの物差しからみた波及効果というところで、少し課題があったと思っております。

その要因といたしまして、区域・業種が広く指定されていたということ。それから、地

地域経済への波及効果の大小にかかわらず支援を行ってきた側面もあったのではないかと。そして、地域の中核企業をターゲットとするという意識が弱かったのではないかと。また、自治体によるこの施策推進のP D C Aサイクルを回す仕組みがないといった課題を認識しております。

31ページでございます。また、業種の状況をみながらの分析でございますけれども、支援を受ける企業が結果として製造業が中心であった、サービスの分野は少し弱かったといったことを分析しております。

32ページ以降に、参考で、事業所数の推移ですとか、従業員数の推移ですとか、製造品出荷額の推移、35ページには工場立地件数、立地面積の推移などがございます。

36ページには、工場立地法の特例の概要を書かせていただいております。これは後ほど、別途、ご説明があります。

37ページは、低利融資制度の概要でございます。

38ページは、地方交付税による減収補填制度を書かせていただいております。

39ページ以降は、関連するその他の施策の紹介をさせていただきます。

40ページでございます。地域中核企業創出支援事業というものを私どもは関連施策としてさせていただきます。今年度は約20億円の予算を措置いたしまして、地域を牽引する企業、地域中核企業を応援するために、ネットワークの形成やプロジェクトのハンズオン支援ということで、特に海外マーケットへのアプローチのつなぎ役になるような専門家によるアドバイスですとか相談などもここでやらせていただいております。

41ページは、地域再生制度というものを紹介させていただきます。これは地方公共団体が行う自主的・自律的な取り組みを応援する制度ということで、地域再生法に基づいてこういった仕組みがございます。

42ページは地方創生拠点整備交付金、43ページは地方創生推進交付金でございます。これはいずれも国の施策での地方創生の関連施策でございます。自治体が取り組む事業を応援していくために、この交付金というお金を措置して、地方創生のために自治体に配ることによって地域でのさまざまな事業を応援しているといったものでございます。

44ページは、地方拠点強化税制でございます。これも、東京など大都市に集中しております企業の本社機能を地域に分散させていくことを促進するために、地方拠点強化税制ということで、税制面での措置をとっているということでございます。

45ページは、R E S A S（地域経済分析システム）というものも準備しております。地

域経済にかかわるさまざまなビッグデータをわかりやすくする、「見える化」するシステムということで、昨年の4月から各地域の皆様に使っていただけるように提供していただいております。

次のページからは、今後の地域経済産業政策のあり方についてご説明をさせていただきます。

47ページでございます。現在、大きく2本の柱で地域政策をやらせていただいております。産業クラスター計画とこの企業立地促進法でございます。このいずれもそれぞれ一定の成果を上げつつあるのですが、一方で課題として、産業クラスター計画の関係では、集積業種などの差別化や出口戦略の不十分さ、目標達成に向けたマネジメントが未確立であるといった課題がございます。企業立地促進法では、先ほど申し上げたような課題なども出てきております。また、近年の外部環境の変化ということで、国内立地の困難化とか、集積メリットの壮体化、こういった外部環境の変化もございます。

そういったものを受けて、48ページをお願いいたします。見直しの方向性の案でございますが、これまでの総論といたしまして、これまでの地域経済産業政策の課題や外部環境の変化、新しい動き、こういったことを踏まえまして、地域固有の資源・魅力を活用することにより、新しい収益機会を地域の内外に創出する事業、地域中核事業を行う中堅企業などを支援のターゲットとしてする施策、地域未来投資を促進するといったことをすべきではないかということで提示をさせていただいております。

こちらにつきましては、11月18日に産構審地域経済産業分科会でも議論をスタートさせていただいております。今、そこで議論をさせていただいているところでございます。

49ページでございます。現在、議論の上で検討を続けているところではございますが、改正企業立地促進法案の大枠のスキームの案を提示させていただいております。

右側でございます。1. 基本的な考え方として、先ほど申しました地域中核事業を行う事業者などを支援のターゲットとするということで、2. スキームといたしまして、国が基本方針をつくり、都道府県及び市町村が基本計画を策定する。その際には、地域の特性に関する事項として、地域の産業集積とか地域特有の技術・人材・観光資源などの地域資源、こういったものをしっかり基本を踏まえた計画とするということと、地域における主体的な活動事項、こういったことも計画で書いていただこうと思っております。

地域での商工団体や大学、研究機関などで構成する地域産業活性化協議会で協議をして策定するというを考えております。事業者の皆様にも地域中核事業計画というのを策定

していただいて申請をし、都道府県が承認をした案件について、支援措置を集中的に講じていくということをスキーム案として考えてございます。

最後に、50ページでございます。工場立地法の改正に関連する区域の考え方について、どう変わるかといったことの現時点での考え方についてご説明をさせていただきます。

計画区域の考え方の部分でございます。現行の企業立地促進法では、計画に参画する市町村の中で、おおむね20万ヘクタール以下の地域で特定の産業の集積を図る集積区域、計画区域というものが定められております。基本計画に定める産業集積の事業で立地または事業高度化を実施する特定業種事業者が特例等の優遇措置を受けられるといったことになっております。

これに対しまして、改正法でのイメージといたしまして、まず、計画区域は市町村の行政区域の外縁を基本に考えております。基本計画に定める地域の強みを活用した事業であって、区域に裨益効果の大きい地域中核事業を実施する事業者の特例等の優遇措置を受けられるといったスキームを考えております。

工場立地法の特例が適用される場所の関係でございますが、下の部分でございますけれども、現行法では、集積区域のうち特に企業立地を促進させたい区域を企業立地重点促進区域として基本計画で策定をしております。これに対して、改正法でございますが、都道府県及び市町村がつくります基本計画の中で、計画区域のうち、地域の強みを活用した事業を特に促進させたい区域を設定して基本計画に書き込むといった形になるかということで、今、検討を進めているところでございます。

駆け足でございますけれども、私からの説明は以上でございます。

○松原委員長　　ありがとうございました。

ただいまの説明について、ご質問等がありましたらお願いいたします。

それでは、飛田委員、お願いいたします。

○飛田委員　　ご説明、ありがとうございました。幾つかございますが、まず第1点ですけれども、15、16ページの基本計画の中で、拝見いたしますと、特に16ページのほうに、広域の計画が2つほどございます。

今のご説明を受けた50ページの計画区域、行政区域の外延が基本ということがございましたけれども、これは既存の基本計画と比べますと、地域的にはもっと近隣を指しているということよろしいのでしょうか。

○松原委員長　　計画区域のとらえ方ということでいいかと思いますが。そして、先ほど

16ページでお示しいただいたのは、企業立地促進法の中で特に複数の県にまたがるような、ピンクの箇所ですが、この場合の計画区域というのはどのように考えたらいいかというご質問でよろしいでしょうか。

○飛田委員 はい。

○松原委員長 それでは、田岡室長、お願いいたします。

○田岡地域経済産業調査室長 まず、現行の企業立地促進法の基本計画もそれぞれの都道府県と市町村を単位に策定をされているのですが、16ページにありますように、広域な基本計画策定もされております。これは、京都、大阪、奈良にまたがった自治体が一緒になって基本計画を策定してエリアを設定しているというところでございます。

私どもの改正法でも、こういった広域の自治体が県をまたがる地域で県同士が一緒になって基本計画を策定するというのも想定をしておりますので、ここについての大きな考え方の変更はございません。

○松原委員長 そうしますと、1つの市町村の計画区域もあるし、こういった県をまたぐようなかなり広域的な計画区域もあり得ると考えてよろしいですか。

○田岡地域経済産業調査室長 現時点での検討段階では、そのように考えております。

○松原委員長 それでは、田島委員、お願いいたします。

○田島委員 私からのご質問としては、まず、この区域の設定の中で、資料の50ページですが、工場立地法の特例が適用される区域の下のほうでどのように区域が設定されているのかというのがあります。現行法では集積区域のうち特に企業立地を促進させたい区域を企業立地重点促進区域として定めるということで、ご説明の中で余り詳しくなかったのですけれども、恐らくこれが36ページにある企業立地促進法に基づく特例制度の対象になるということかと思えます。

それで、実際に、甲種、乙種、丙種というのがどれくらいの範囲で定められているかということがわからないと、どれくらいが対象になっているかがわからないので、教えていただきたいと思いました。

○松原委員長 計画区域のさらに下のほうの、多分、地域中核事業というようなもののイメージも踏まえてということになるのでしょうか。

○田岡地域経済産業調査室長 それでは、もう一度、36ページをお願いいたします。ここにあります甲種区域、乙種区域、丙種区域についての状況ですけれども、右上に、小さい字で恐縮ですけれども、適用件数というのがございまして、現行の中では、甲種区域が

113件、乙種区域が158件、丙種区域が111件という、企業立地重点促進区域の指定されている状況というのが現状でございます。

○松原委員長 続けていただいて構いません。

○田島委員 件数についてはそういうことなのですけれども、これが具体的にどのよう
にゾーニングされているかがわかりません。これが何々市と何々市の間にまたがるのか。
もちろん、これは用途区域によって定義されるのかなという気はするのですけれども、ど
のくらいの範囲が描かれているのかということ、典型的な例で結構ですので、教えてください。

○松原委員長 改正後の話ではなくて、まずは現行のことですね。ここはどなたからが
よろしいでしょうか。

企業立地促進法の中で計画がなされてきて、特にここで出てくるような重点促進区域と
いうのが、高度化計画とかいろいろなもので出てき得るわけですね。具体的には、進出企
業というのがあるわけでしょうけれども、そういう企業が出てくるときにどういう立地場
所を選ぶかというところに規定される部分があるのではないですか。そこはどうでしょう
か。私の説明が間違っているかもしれませんが。

それでは、鈴木補佐、お願いいたします。

○鈴木地域企業高度化推進課補佐 工場立地法を担当しております鈴木でございます。

主に企業立地促進法で特例を設けて大幅に引き下げている地域というのは、工業団地を
想定して地域を指定していたり、また、周辺に住宅等がほとんどないような地域を特定し
た形で定めたりしております。条例の制定の仕方、団地名を書いているところと、具体
的に何丁目何番地何号というように住所を特定して記載している場合もございます。

工業団地の場合も、旧地域公団が整備した100ヘクタールのような大規模なものから、県
の公社が造成したような10ヘクタールとか8ヘクタールとか、そういった小規模なものも
ございます。したがって、地域によっては複数の工業団地を特例措置の重点促進地域とし
て定めている場合には、数百ヘクタールとか大規模なものがございまして、村のようなど
ころ、もしくは小規模な町ですと、県が造成した工場団地の10ヘクタール、5ヘクタール、
こういったものがある場合に指定している場合には、かなり小規模なものを重点促進地域
に指定している場合がございます。したがって、かなり幅の広い感じもございます。

以上です。

○松原委員長 よろしいですか。

○田島委員 はい。

○松原委員長 それで、改正後の話が先ほど質問でもありましたね。それは現行のもの
でよろしいのですか。

○田島委員 はい。

○松原委員長 ほかにいかがでしょうか。

続けて、私のほうで、それを踏まえてですが、田島委員から質問があった後半の部分と
かかわるのですけれども、今後出てきたときに、同じような企業立地促進法の先ほどご説
明いただいたような形の例えば工業団地とか、そういうところが特例制度の中で出てくる
のか、それとも違ってくるのか。これは予想がなかなか難しい部分もあるのかもしれませんが、
何か見通し等があるのであればお聞きしたいと思います。

○田岡地域経済産業調査室長 これは次のお話にも関係してくると思いますが、改正法
におきましても、当然、先端ものづくり企業など、製造業は支援対象として大きな対象に
なっておりまいますので、それに関する事業の用地などは、引き続き整備のニーズはあると
思っております。したがって、ここにつきましては、改正法におきましても、同様の
レベルのエリアを基本計画の中で促進させるべき区域として設定をするということを考えて
おります。

○松原委員長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。今、企業立地促進法を
めぐる検討状況ということですが。

それでは、木村委員、お願いいたします。

○木村委員 今の企業立地重点促進区域にも多少かかわりますが、千葉県の場合は複数
の市にまたがって基本計画のエリアにしていまして、例えば、東葛飾地域基本計画では、
市川市、船橋市、松戸市、習志野市、柏市、流山市などと広域なエリアで基本計画を策定
し、なおかつ、その中で、企業立地重点促進区域として、柏の一部の工業団地化させてい
るところなどを指定するといったケースが出ています。

ここから先は、改正後の企業立地促進法における位置づけに関しての要望ですが、先ほ
どの説明の中では、地域の強みをもとにして業種を絞るということもありましたけれども、
最近、動きも結構激しくて、例えば、第4次産業革命の話が最近出てきて、それにかかわ
る動きというのがかなり急にまた動き出すということもあります。

先ほど申し上げた千葉県の東葛地域でいいますと、柏市柏の葉において、経済産業省様
の予算でAI研究拠点の整備が行われることに伴って、その周辺で今後企業誘致を目指し

ている区域を、AI研究拠点にに関連づけて地域としてさらに発展を図ろうという動きも始めているところがあるわけですが、そういったところは、逆にいうと、これまでなかったような新しい業種をもってこようというところも多少含まれていますので、既存の機械金属系の業種は確かに周りに多いということはありますが、それだけではなくて、今後、もってきたいという業種も含めて少し広がるように定義していただければと思います。動きが激しい中であっては、既存の強みだけにとらわれていると新しくもってきたいというときに足かせになってしまう可能性があるように感じます。

もう1つは、圏央道周辺に新しい工業団地を造成しようという動きを複数計画させていただいています。こういった新たな造成の場合、周りは農地であったりして、業種としては余り工業化されていないところもあつたりするわけですが、そういったところでも新しく誘致を図るという性格が強くなってくる場合がありますので、こういったところを従来の企業誘致重点促進区域のような形で、特に緑化の面積などを考えるときに、新しい業種をもってきたいというときの動きを捉えていただけるとありがたいと思います。

○松原委員長 要望ということですが、お答えいただくところがあれば。

では、田岡室長、お願いいたします。

○田岡地域経済産業調査室長 48ページに、今、別の分科会で議論をさせていただいておりますが、新しい改正法のターゲットのところ、今後成長が期待されるような分野として、先端ものづくりですとか、第4次産業革命活用型の関連事業などがある中で、こういったところを支援できるような法改正にするというのが改正のポイントだと思って議論をさせていただいておりますので、従来の業種にない新しいタイプの企業の立地のような動きも、当然、そこに支援ができるように考えてまいりたいと思っております。

それから、工場立地法の緑化規制の特例に加えまして、その他、今、お話のありましたような農地の関係での面的なところでの手続の措置なども、ニーズが非常に高いと私どもも思っておりますので、そういったところも手続の簡素化などで事業環境整備の一環でできないかということで検討しているところでございます。

○松原委員長 よろしいでしょうか。

それでは、浦田委員、お願いいたします。

○浦田委員 先ほどのお話の続きになるとは思いますけれども、現行法では企業立地重点促進区域という形でエリアが決められておるわけですが、今までの説明で私なりに受けた印象としては、より重点化して資源も支援措置も集中的に、今度の地域の強みを活用した

事業、特に促進させたい区域というところでは、その地域の中核企業を守り立てていくためにかなり集中してやっていくという印象を受けたのですけれども、先ほどのお答えだと余り変わらないような印象もあるのですが、かなり重点的に絞っていくというところらえ方でよろしいのですか。それとも、今までと余り変わらないような広がりで行って行くということなのでしょう。どちらなのかがややわからないのですけれども。

○松原委員長 産業分野、地域中核企業のイメージというような形でよろしいですか。

○浦田委員 はい。

○松原委員長 田岡室長、お願いします。

○田岡地域経済産業調査室長 そういった意味では、企業立地促進法の課題なども踏まえまして、地域にとってコアな企業に連なる事業に集中していなかった部分が課題としてはあったと思いますので、その地域の中核を担うような、地域経済を牽引するような事業を応援するというところは大きな一つのポイントになってくるのだろうなということで議論をさせていただいております。

一方で、エリアのところについての考え方、応援をする事業のタイプといたしましては、別の観点から絞っていくという部分もあろうかと思っておりますけれども、それを行うエリアについては、現在の重点促進区域との関係でいうと、エリアを絞るとかそういった議論にはならないのかなと思っております。

○鍛冶地域経済産業審議官 ちょっと補足してよろしいですか。

○松原委員長 それでは、鍛冶審議官から、よろしくをお願いします。

○鍛冶地域経済産業審議官 現行の企業立地促進法は、実態においてはほとんど製造業が対象でございますが、しかも、リーマンショックの前から動いていたものは面的に大規模な用地を取得するケースが多かったわけです。

それで、工場立地法との調整にその重みがあって、工場立地法の規制緩和措置も相当活用されているということではありますが、先ほど田岡も申したように、そこは引き続き重点ではあるものの、その中でも、語弊があるかもしれませんが、伝統的な電子機械とか自動車部品というよりも、先ほど木村委員からA Iというお話が出ておりましたけれども、5年、10年、20年先はかなり成長が持続的に期待できる分野等について、ぜひどんどん積極的に計画を出していただきたいと思っております。加えて、観光とかスポーツなど、今まで余り対象にしてこなかった分野も含めていきたいと思っております。

そういう分野は、逆にいうと、現行の工場立地法の規制の対象外の業種だったりするも

のですから、この後半でご議論いただく面的規制のそもそも議論が出てきません。そういう意味では、今回はちょっと欲張った法改正を念頭に置いているということでもあります。

○松原委員長　　よろしいでしょうか。

ほかに、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

それでは、飛田委員、お願いします。

○飛田委員　　今までの企業立地促進法の抱える課題としてご説明がありました地域経済の波及効果についてですが、この考え方でございますけれども、例えば税収が上がったとか、そういう金銭的な波及効果を中心にとらえていらっしゃるものなののでしょうか。30ページに今までの課題が上がっておりますが。

○松原委員長　　田岡室長、お願いいたします。

○田岡地域経済産業調査室長　　30ページにございます地域経済への波及効果ですが、波及効果のはかり方はいろいろな指標があるかと思えます。まず、これまで目にみえる形で確認がされておりますのが、30ページの下にございますように、当省の幾つかの物差しの中で、付加価値額の増加がどうだったか、これは企業の収益と人件費の部分を足したものを付加価値という概念でくくっているのですが、この付加価値がどうかといったところと、地域の業種の製造品出荷額がどうだったかといったところ、大きな地域での結局の経済の波及はどうかという物差しで確認をとっております。

それに加えて、税収がどうだったかとか、雇用のプラス・マイナスがどうだったかとか、いろいろ物差しはあると思えますけれども、今確認されているのは、この付加価値と製造品出荷額の分野では実績が、リーマンショックや東日本大震災などの影響を多分に受けていると思えますが、十分ではなかったのではないかなという分析をしております。

○松原委員長　　よろしいですか。続けて何かありましたら、どうぞ。

○飛田委員　　そうしますと、定着性というようなこと、地域でまいた種が育って行って、先ほど付加価値のお話がございましたけれども、そこで発展を遂げていくというような、付加価値だけでみておられて、定着性という点では測定はされていないのでしょうか。

○田岡地域経済産業調査室長　　これはフォローアップの仕方のところで十分ではなかった部分もございますけれども、新規雇用創出数について、この事業を通じて新しい雇用をどれだけ生み出したかというところまでは、計画終了後の報告などを通じて、アンケートなどの結果のフォローアップなどで確認をしておるのですが、その方々が今も継続してそこにいらっしゃるかどうかまでは十分に追い切れていなかったところがあると思えます。

○飛田委員　ここでP D C Aのサイクルを回す仕組みがないということもご指摘になっておられるわけで、そういう意味では、これから先、新しい考え方に基づいていくにしても、過去のさまざまな反省点は十分そこで踏まえていく必要があるのではないかと思ってお話をお伺いしました。ありがとうございました。

○松原委員長　今後の方向性につきまして、波及効果をどのように地域で強めていくかの中で、定着であるとかも留意するというところで、貴重なご意見をありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。先に進めてよろしいでしょうか。

それでは、続きまして、こちらが本題になりますが、緑地等の面積率の設定の考え方について、鎌田課長より説明をお願いいたします。

○鎌田地域企業高度化推進課長　資料5をお開きください。

全体で7枚ほどの紙になっておりまして、最初に、工場立地法における規制の概要と趣旨、次に、現行の企業立地促進法における概要と評価、最後に、改正企業立地促進法においてどのように考えるか、という整理をさせていただいております。

まず、1ページ、工場立地法における規制の概要でございます。ここに書いているような①～④のことを規定しているわけでございますが、ここで論点になりますのは②の工場立地に関する準則等を公表するというところでございます。これによって、生産施設面積、緑地面積、環境施設面積のそれぞれについての基準を規定するというところでございます。

次に、その基準である(2)の国準則及び地域準則でございます。

国準則というものをまず国で定めさせていただいております。しかしながら、3行目あたりですが、工場立地法に係る権限につきましては、より住民に近い行政機関が権限を持っていることが望ましいという考え方にに基づきまして、工場立地法の中で、地方公共団体が国準則に代えて定めることができる「地域準則」というものを規定しております。これは、生産施設面積についてはないのですけれども、緑地面積と環境施設面積のみそういうことが可能ということになっているわけでございます。

ただし、その場合でも、国が定める一定の範囲というものを設けておりまして、地域の方で好き勝手に基準を定めるということができないような一定の幅を設けた上で、その範囲内で地域準則を定めていただくということにしており、かつ、これは条例に基づいて定めていただくということにさせていただいております。

1ページ目の最後のパラグラフになりますけれども、この地域準則条例の制定権限です

が、平成9年に都道府県と政令指定都市のみに付与されていたわけですが、平成23年に一般市にもその権限が付与され、地方分権が進んできております。

現状は都道府県と市ということになったわけですが、2ページの最初のところで、これは後ほどご報告をさせていただく議題ですけれども、来年の4月1日以降につきましては、これまで都道府県に権限があった町村域での準則の制定権限につきまして、分権一括法により町村へ権限が移譲されることになっております。したがって、来年の4月1日以降につきましては、市町村が準則を定めることになるということでございます。

表1と表2につきましては、国準則と、地域準則で定めることができる幅でございます。

次に、2ページの2. 現行の企業立地促進法における工場立地法の特例についてでございます。

工場立地法の中で規制が定められているわけですが、企業立地促進法でその特例を定めているということでございます。

(1)の第2パラグラフのところをごらんいただきますと、企業立地促進法につきましては、企業立地の促進という目的を達成するために、国で基本的な方針をまず定め、地方公共団体ではこの国の方針に基づいて都道府県と市町村が共同して集積区域を基本計画において定めることとしており、これに対して国が同意をするという立てつけになっております。

この地域において定められた基本計画の中で、先ほど来議論になっておりますところの企業立地重点促進区域というものが定められ、この区域内において工場立地法の特例措置が設けられるという制度的枠組みになっております。これが現行の企業立地促進法の枠組みでございます。

3ページでございます。(2)、この特例の趣旨と内容でございます。

そもそも、本則的な法律である工場立地法ですと、地域準則条例の制定権限が、現在は都道府県と市になっているわけですが、都道府県が町村域について基準を定めようとしますと、実態の問題ではあるのですけれども、市町村で基本的には同じような横並び的な準則を定めがちになってしまっているということが、現実には起きているということでございます。

一方、企業立地促進法の基本計画になりますと、国が定める基準の範囲内で、もう既に町村も準則制定権限がありますので、先ほど申し上げました工場立地法の準則制定と同じような問題は起きにくい状況になっています。より地域の実情を把握することができる基

礎自治体である市町村で、準則を定めることができることになっています。

企業立地促進法につきましては、これを制定した当初は、準則制定権限は都道府県と政令指定都市のみということになっておりましたので、当時の企業立地促進法の特例の意義といたしましては、1つには、一般市と町村が準則制定権限をもつことができたということが当時の意義としてあったということです。

もう1つの意義といたしましては、市町村準則についての水準ですけれども、国が定める水準の幅として、丙種区域においては緑地面積率が1%以上でもよいということで、準則の基準をかなり下げることができるようにしました。

この2つのメリットが当初はあったということでございます。

他方、企業立地促進法でこのような特例を可能とする根拠といたしましては、「他方」と書いてあるパラグラフに書かせていただいておりますが、5つのことが担保措置として講じられているということでございます。

1つは、地域の商工業関係者等で組織する協議会での協議を経て都道府県と共同して作成をする。基本計画については、そういう形でみんなで決める、だれかが勝手に決めるわけではないということでございます。

それから、基本計画について国が同意をするということで、勝手なものできないようにしたということでございます。

地域的な範囲につきましても、全域ということではなく、企業立地重点促進区域に限定をしたということでございますし、繰り返しになりますけれども、④でございますが、国が基準の範囲を定めておりましたので、その範囲内ということにしたということです。

そして、最後ですが、これが一番重要だと思いますけれども、条例で定めなければならないということございまして、地域における民主的な手続によって基準が定められるということでございます。

こういった5つの担保措置があることによりまして、工場立地法の目的も保ちながらも、企業立地促進法の目的にも大きく貢献する形となったという評価でございます。

次に、4ページ、(3) 特例措置の評価でございます。

①は実績でございます。現在、企業立地促進法における基本計画は191計画でございますが、その約半分がこの緑化規制の特例を利用しているという状況でございます。企業立地促進法に基づきます準則の制定件数でございますが、市町村で244件、うち、市が130件、町が103件という状況になっております。

それから、時系列でみてみますと、この特例措置ができた19～20年度にかけましてぐつと件数が多くなっておりますけれども、一般市が準則制定権限をもった後でも、平成24年以降、10件を超える件数がずっと継続しているという状況になっております。

5ページをごらんいただきますと、ここは事例でございます、例えば事例1でいいますと、丙種区域におきまして緑地面積率3%以上という準則を制定した結果として、6件の工場の新增設が行われたとか、事例2ですと、丙種区域で31件の工場の新增設が行われたといったことを掲げさせていただいております。

同じ5ページの下②評価でございますが、現時点で244の市町村が企業立地促進法に基づく準則条例を定めているわけでございますけれども、工場立地法に基づきます準則条例を定めている地方公共団体は1都8県212市ということで、企業立地促進法に基づく準則条例を定めているところのほうが多いぐらいになっているということで、かなりお使いいただいているという状況になっております。

また、第2パラグラフでございますが、企業立地促進法の準則を定めている市町村におきましては、累計で約1,000件の企業立地計画が承認されるに至っているということで、企業立地に大きく貢献している可能性が高いと認識をしております。

次の6ページの上の帯グラフでございますが、これは企業立地に関する意思決定の影響度についてアンケート調査を行ったものでございまして、赤で囲っているところでございますけれども、工場立地法の特例を使った企業の中で、55%が意思決定のインセンティブになったという回答をしております。ほかの減税ですとか融資制度に比べても、かなり高いインセンティブになったという回答が出てきているという状況でございます。

以上のような評価を踏まえ、かつ、新しい改正企業立地促進法の基本的な考え方を踏まえて、この緑化規制をどうするかというのが6ページの3. 以下でございます。

3. の(1)と(2)につきましては、先ほど田岡から説明させていただきましたので、省略させていただきます。7ページの(3)で必要性、(4)で許容性について整理をさせていただいております。

(3)につきましては、まず、現行法において工場立地法の特例は、どういう意義があるのかということでございます。1つは、条例制定権限が市町村に付与されたということでございます。また、2つめは、区域の区分ごとに基準を緩和することができるということで、この2点が大きなポイントになっていると考えています。

ただ、1つめの条例制定権限につきましては、来年の4月1日以降、工場立地法でも町

村に権限が移譲されますので、そういう意味では、今後残る意義といたしましては、2つめが大きなポイントになると考えております。

第3パラグラフでございますが、改正法案において支援の対象にしようとしている地域中核事業につきましては、これは製造業だけでなくサービス業などもあるわけでございます。その中には工場等の新增設に伴う事業も想定されるわけございまして、先ほどのアンケート調査に数字もありましたが、緑地面積率の緩和措置につきましては事業者にとっても大きなインセンティブになるだろうということで、新しい法律の中でもこの特例を設けることのニーズは引き続き大きいということでございます。

では、そういうことを認めていいかということで、(4)許容性でございます。先ほど申しましたけれども、工場立地法の本来の保護法益はちゃんと担保されなければいけませんので、その担保措置が講じられるかどうかということでございます。

先ほど、①～⑤の5つのポイントをご説明しました。①地域の商工業関係者等で組織する協議会での協議を経て都道府県と共同して作成すること、②国の同意、③区域の限定、④国が基準の範囲を定める、⑤民主的手続であるところの条例で定めるということでございまして、新しい法律におきましても、この担保措置については引き続き踏襲するということですので、そういう観点からは十分な担保措置が講じられていると理解しております。

また、その水準でございますが、7ページの表3は現行の企業立地促進法と同じでございます。

基本的に区域設定についても現行の企業立地促進法を踏襲するというところでございまして、担保措置も講じた上で同じ水準ということでございますので、基本的には許容性を満たすのではないかと考えているということでございます。

第3パラグラフの「なお」というところにつきましては、経過措置関係のテクニカルな話になりますので、時間の関係で説明は省略させていただければ幸いです。

以上でございます。

○松原委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、この件につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら伺います。よろしくお願いたします。

では、木村委員、お願いします。

○木村委員　　千葉県の中での例ということでお話しさせていただきますと、千葉県もやはり工場立地法に基づく準則条例を全県に適用することと定めておりますが、例えば、臨

海部の埋立地に立地しているコンビナートにつきましては、内陸部にある工業団地あるいは工業地域とは違いまして、住宅から離れていて、なおかつ、間に緩衝緑地帯が整備されているという特徴があることから、県が定めている準則条例の緑地面積比率よりもさらに引き下げるということも可能ではないのかと考えております。

そこで、関係市や県、企業さんも入った検討会の中で、そういった方向性を見出して、千葉県が策定した産業振興ビジョンの中でもそういう方向性をうたっております。広域なエリアなので5つぐらいの市にまたがる話なのですが、それぞれの市で地域固有の場所を特定して、独自に条例の制定・改正を行い面積率を工場立地法によるところの5%までに引き下げたという事例があります。

県が一律に定めている中では、その地域だけを特定する必要性を説明するときに、条例で定めるわけですので、なぜそこだけなのかとかという話になってくるわけですが、臨海部工業地域の地元市にとってみれば、その活性化というのは市にとっては非常に大きな課題であり、そこをどうするかというときには、やはり市の判断でできるというのが、今回、かなり有効に働いているものと思います。

結果、工場再編の動きが出てきている中では、設備を集約化して空いたところに新しい投資を行うという計画が実際に生まれてきておまして、その際に、こういう面積の引き下げが事前に条例で手当てできたというのは、施設・設備の配置上、かなり効果があったとお話を伺っています。

今回、また4月に町村に権限が移譲されるということもありますし、こういう地域の中で策定された計画に基づいて、その比率をさらに柔軟に対応できるということであれば、地域固有の政策的なインセンティブにつながってくることになると思っています。

○松原委員長　　どうもありがとうございました。新しい改正の方向性としては、地域未来投資の中で、コンビナートの国際競争力を強化するための再編なども一つの話としてあるかなと思いますが、そういう面でやはり継続したほうがいいというご意見として承りました。

ほかにいかがでしょうか。

では、田島委員。

○田島委員　　先ほどの議論とも重なってくるところではあるのですが、この提案されている内容は、旧法でのこの基準をある意味引き継ぐということなのですから、したがって、変更する内容というのは、結局、どのように区域を設定するかによって決まっ

まうので、そこが固まる前にここで議論してくださいというのは、ちょっとタイミングが早かったなというのが一委員としての感想ではあります。

それを踏まえて意見を申し上げるということであると、これは特例として限られた要件のところでのこの条件の緩和を認めるという趣旨だと思っておりますので、であるとするならば、この区域を適切に設定しなければいけないと強く感じております。そういう意味では、今回の企業立地促進法の改正に当たって、甲種、乙種、丙種に当たる区域をどのように定義するのかということをしちんとした形で示していく必要があるし、本来であれば、それが示された上でもう一回議論してもいいくらいの話であるとは思っております。

○松原委員長 鎌田課長、いかがでしょうか。

○鎌田地域企業高度化推進課長 ご指摘はそのとおりと考えております。他方で、いろいろな事情もございまして、基本的に、先ほどの田岡の資料4の50ページにも出ておりますけれども、今回、計画区域のところについては現行法と多少変わってくることは出てきますが、現行法の集積区域に相当する部分につきましては、基本的に大きな変更がないと聞いておりますので、その前提条件のもとにご議論をいただければということでございます。

○松原委員長 田島委員、どうぞ続けてください。

○田島委員 そういう意味で、この企業立地促進法を話し合われる分科会に私もおりますので、その辺はそちらできちんとみていく必要があるというふうに分科会に引き継ぎたいと考えております。

○松原委員長 今後の予定につきましては、また後ほど鎌田課長からお話があるかと思っております。

それでは、事務局から、鈴木補佐、お願いします。

○鈴木地域企業高度化推進課補佐 改正する予定の法律の中でも、地域は限定してやる。ただ、地域の場所が今のような工業専用地域、工業団地に該当するのか、それとも、準工業地域にあるあいているスペースにこれから集積しようとするのか、もしくは、住宅とか市街化区域内など線引きがはっきりしないような場所でやるのかというのはまだ特定されていませんけれども、ある程度場所は限定してやる。

その場合に、工業専用地域や工業地域であれば当然乙、もしくは、生活利便施設が全くないようなところであれば丙ということで1%を適用するし、これが線引きのなされていないような地域である場合には、それぞれの施設の配置状況をみながら適切に限定してい

くという、こういう枠組みを活用していくわけですから、当然、地域も限定していきますから、今後も改正法の中で、どういう場所をとということで、地域を限定すればその場所をみながら、甲、乙、丙に当てはめていきますから、緑を十分確保した上で、その水準の確保の範囲内で工場立地もしくは産業集積も図られると。

要するに、この水準は工業専用地域なのか、準工業地域なのかは、改正法の中で規定する限定された場所がみえてくれば、そこに当てはめていきますので、田島委員のご懸念というのはかなりなくなってくるのではないかとは思いますが、ご理解いただければと思います。

○松原委員長 田島委員、よろしいでしょうか。

○田島委員 はい。

○鍛冶地域経済産業審議官 済みません、関連で。

○松原委員長 では、鍛冶審議官から今の関連でお答えいただきます。

○鍛冶地域経済産業審議官 形式論的には、今、課長と補佐が説明したとおりだと思う一方で、実際の改正企業立地促進法はどうなるのかというのは極めて真っ当なご指摘でございます。

幸いにして、松原委員長が審議会の分科会長でもあられますし、当然、今日のご議論を来たる次の審議会でもご紹介をして、その上で向こうでもご審議をいただくということは当然やらせていただきます。その上で、今日私どもが想定しているものと違う形でもう1つの審議会のご議論が展開する場合や、あるいは、審議会プロセスと同時に、我々は内閣法制局との調整というものもやっております、法制局審査のプロセスでも私どもの今日提示しているものが何らかの変更をもたらす場合も考えられます。

そういう状況変化に応じまして、また改めてこの会を、時間的には非常にタイトなところも正直ございますが、場合によっては持ち回り形式なり何らかの形で、再度ご審議いただくことが生じた場合には、そういうことも含めて検討させていただきたいと思っております。

○松原委員長 よろしいでしょうか。

それでは、飛田委員、お願いします。

○飛田委員 7ページの(4)特例措置の許容性及び特例の内容のところ、①の「地域の商工業関係者等で組織する協議会での協議を経て」というあたりですが、ここにベンチャー企業とか新しい発想で、先ほども42ページあたりでご説明いただいたような地域再生計画にかかわるさまざまな取り組みなどもあるのではないかと思いますので、既存の組織

に余りこだわらない柔軟さがあるのかどうか、ここではちょっと気になりました。

それから、先ほどコンビナート等の湾岸地域のお話を伺わせていただいたのですけれども、企業立地に関する意思決定の影響等のアンケートを拝見しましても、特例で助かっているというお答えが多いわけですから、それに反対するものではないのですが、危険なもの扱われる地域もあるわけですね。

それで、特例でそういう工場のようなところばかりだから丙種で1%でもということになってくると、離隔距離などが狭まってくると思うのです。ですので、地域、地域によってこれからご判断になるというお話ですが、目標をどこに置くか。もちろん融通をきかせて、ここでは構わないというようなことの判断は当然あってしかるべきなのですから、例えば、石油関係でお話を伺っていたりしますと、今、規模を縮めようという分野などもありまして、事業者間での融通をきかせて共用していくようなこともありますし、そういう意味では、新しいさまざまな取り組みがあることは時代の流れとともに当然出てくることだとは思いますが、大もとの工場立地法のもっている理念も損なわないように、安全でなければなりませんし、先ほど申したように、永続的に中で特に定着して災害もなく、多くの方々がその地域で働いたり生活を送れるということを目指してご判断いただけたらありがたいと思っております。

○松原委員長　ご質問は2つと考えていいでしょうか。1番目は、「地域の商工業関係者等」で「等」というのがついていますが、既存の組織だけではなくて、ベンチャーと新しい主体を入れたようなものというのをどうお考えなのかということ。2番目は、かなり規制を緩和していくと、安全性の面でどうなのかということでした。

鎌田課長、よろしいですか。

○鎌田地域企業高度化推進課長　まず1点目の「地域の商工業関係者等」の「等」でございしますが、現行制度でもベンチャー企業の方たちが排除されているわけではございません。今後につきましては、法律でどのように仕組んでいくのかということにもよりまされども、今の流れからしますと、サービス業関係者も含めたより広い関係者によって協議会が組織されていくのだろうと認識をしています。

それから、石油コンビナートなどの安全の重要性につきましては、全くご指摘のとおりだと思っております。他方、工場立地法につきましては、緑化の問題ですとか地域との共生といった観点から規制がなされておりますので、産業保安関係につきましては別途の法律できちんと対応していただくということと理解をしております。

○松原委員長　　よろしいでしょうか。

○飛田委員　　はい、わかりました。

○松原委員長　　そのほか、いかがでしょうか。

では、浦田委員、お願いします。

○浦田委員　　緑化を積極的に推進する立場で発言します。もともとこの企業立地促進法のこの基準というのは、理想的に緑化をしていこうという側面からみるとやや低過ぎるような面もあるわけですが、それはこれをつくったときに、この前身の小委員会なりで相当議論されてでき上がっているものなので、ここではとやかくいわないことにしようと思っておりますけれども、かといって、一方的に企業だけにどんどん緑を植えろと行って負担を押しつけるのも確かに酷なところがあって、企業によっては、植える費用ももちろんですし、維持管理したりする費用も負担になるということがあることも十分理解できますので、この基準そのものは、仮に条例化して書くと、それ以上とってくださいという基準なので、できるだけ企業の方々が努力して緑がふえやすいような環境づくりを誘導していただきたいというのが率直なところでございます。

○松原委員長　　貴重なご意見をどうもありがとうございました。地域未来投資というものにふさわしいように、緑に配慮したものを置こうということでお聞きしました。

田島委員、お願いします。

○田島委員　　この区域の設定に関して、ある意味、この制度について詳細をこれから決めていくということですが、そのときに1点念頭に置いていただきたいこととして、甲種、乙種、丙種を住居にあわせて工場のように供されている区域、これは引き継がれるのか。その辺もよくわからない部分もあるのですが、例えば、現状を踏まえると、準工業地域であるようなところで、工場が撤退して住宅にかわっているという用途変換が非常に多いわけですね。

そうすると、現状、もっぱら工業に供されているような地域であっても、次に建つものは住宅であるかもしれないということを十分念頭に置いておく必要があるということですね。ですから、計画上、住居になることが想定し得ない地域というものと、今までは余り考えたこともなかったけれども、気がつけば住宅だけになっているとか。30年前の豊洲で将来どうなるかと考えていたら、どういう規制が引かれていたかということを考えると非常に分かりやすいかと思うのですが、将来予測というか、起こり得る変化に対して対応した規制をしていってくださいという意見です。

○松原委員長 質問とご意見と考えていいでしょうか。甲種、乙種、丙種の区域設定自体が体制のほうでどうなるかということですね。

では、鎌田課長、お願いします。

○鎌田地域企業高度化推進課長 7ページの表3の下のところに注書きが抜けておりましたので、先ほど来のようなご質問をいただいたのだと思いますが、甲種、乙種、丙種につきましても、基本的には現行制度を踏襲することを考えております。

さらに、今ご指摘の点につきましては、現行制度に対するご指摘にも重なるところがあると思いますので、それは別途検討させていただければと思っております。

○松原委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では、飛田委員、お願いします。

○飛田委員 私どもも、先ほど緑化センターさんのお話がありましたけれども、「町に緑を」という運動を長いことやって、もう大分前にストップいたしました。そういう団体なものですから。それから、今も続けていますこととしては、つい1週間ぐらい前ですが、市民のやっている「大気汚染測定カプセル運動」というのがありまして、NO_xの数値をみるという、地味で余り効果はないかもしれないのですけれども、それでも定点観測もできるものですから。

余計なことでしたが、そういう立場から申し上げますと、壁面緑化とか屋上緑化とか、いろいろな手法を講じていただきまして、ぜひ今の地球が抱えている課題を法律をいじっても損なわないようにしていただきたいなと思います。

都市のほうですと、ヒートアイランドの問題などありますが、この工場立地の場合にはちょっと違うかと思えますけれども、いずれにしても、社会が抱えているさまざまな環境問題、地球が抱えている温暖化の問題とか、そういうことを忘れないような配慮で、もし数値をそのように緩和してもらいたいのであれば、かわりに壁面緑化をしていただけないかとか。それは強制的にとはいかないでしょうけれども、経済効率一辺倒になってきますと恐らく失敗するだろうと思うのです。

最初はよくても、そこで働く方にとっても、労働災害とか、気の休まるような環境でないといろいろな問題が起きてくる可能性もございますから、ぜひそのような原点に立ち戻った規制緩和をしていただきたいなと思います。私も規制緩和にかかわることがいろいろな分野でもありまして、この分野でも、あっ、またか、という感じでお話をお伺いしてお

りますが、日本の発展と全体のバランス、そして、今足りないものは何なのかという視点をぜひ取り入れていただきましたまちづくりですね。

今日も後ろに大勢いろいろなお立場のお役所の方がおみえになっていらっしゃいますが、総合的な見地で進めていかないと問題解決にならないし、経済振興にもつながらないような気がいたしまして、余計な一言を申しました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○松原委員長 貴重なご意見をありがとうございました。

今の屋上緑化などについて、補足の説明をいただいたほうがいいかと思ひますので、鎌田課長、お願ひします。

○鎌田地域企業高度化推進課長 ご指摘、ありがとうございました。現行制度につきましては、企業の緑化などの取り組みの最低基準を定めるのが、工場立地法の規制になっております。そうした中で、壁面緑化などにつきましては、緑地にも算入されておりますので、そこは企業の努力も反映されるという形になっております。

また、工場立地法で最低基準を定めているわけですが、先ほど浦田委員のご指摘もございましたけれども、最低基準を定めるだけということではなくて、企業のより進んだ取り組みを促していくということも我々は重要だと思っております。工場立地法のような規制法ではないのですが、例えば、緑化に関する大臣の表彰について、浦田委員のところと協力させていただきながら取り組んでおりますし、企業の中には緑化の規制よりもはるかに高い水準の緑地を整備されて、周辺住民の方にも開放されているといった取り組みなども多数ございます。

そういった、最低基準と取り組みを促すということと、2つの政策をうまく組み合わせで進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○松原委員長 それでは、審議官から追加の説明をお願いします。

○鍛冶地域経済産業審議官 もう1つ重要なご指摘は、地域の独自性というお話だと思います。この工場立地法そのものも、自治体の裁量を強化する流れの中で、国はミニマムスタンダードでありますけれども、自治体の独自のご判断で、先ほど木村委員のお話にもありましたが、この地域は少し重点的に工場にするけれども、この地域は住環境の中でもっとすばらしい工場地帯にしたいとか、そこの首長さんのご判断で基準を下げることもできるし、上げることもできるという仕組みでありますので、ある意味、地域のつくり方の基本を住民とか経済界の方とで、そういう意味での独自性を考えていただく一つのきっかけ

けになると思います。

それから、関係省庁の連携というお話もありました。今般進めております地域未来投資法の検討プロセスの中で、環境省、金融庁、文化庁、スポーツ庁、農水省、国交省と、まさに関係省庁のいろいろな知恵をいただいて、それらの省庁が推進したい観光振興とか、農地の均衡ある発展とか、それらとの整合的な法体系をつくりたいということで、今、鋭意、作業をしておりますので、まさに飛田委員がおっしゃったような省庁連携的なものの全体像の中で、工場立地規制そのものにつきましては我々経産省の責任範囲ですから、その観点で今日ご審議いただいております。

○松原委員長 木村委員、お願いします。

○木村委員 今の話にも関連するのですが、千葉県では、例えば、先ほどお話しした臨海部の埋立地に、石油、化学、鉄鋼という業種で立地しています。これに対して、工場立地法とは別に、県と市と企業との間で環境保全に関する協定を独自に結んでおりまして、緑地面積も単に緑化というだけでなく、一定の樹木を確保しようと、そういう独自の要請をさせていただいて、企業の皆様もそれをきちんと守っていただきながら、地域との環境の調和に対してご協力いただいていたという経緯があります。

その中で、今回も緑化面積を引き下げる前提としては、住宅地から離れ緩衝緑地帯が設けられているなど、きちんと環境が確保できているのかという独自の判断の下で、一定の面積の見直しをさせていただきましたが、その中でも環境保全協定というのは引き続き生きておりまして、樹木等の貴重な景観を含めた対応を求めているということです。

今回、県の権限がどんどん市や町村に権限移譲という形でおりにてきますので、地域の住民の方も含めたまちづくりとか生活環境というのは、基礎的な自治体である市町村がみずから責任をもって今後対応していく必要が出てくるということがありますので、お話にありましたように、確かに国のいろいろな基準はありますけれども、最終的には市町村がまちづくりや景観、あるいは環境をきちんと守っていくというこの責任をみずから負わなければいけない。そういう点がむしろ今後はより重視されていく必要があると考えております。

○松原委員長 大変活発に貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

時間も大分進んできておりますが、ほかにご意見はございますでしょうか。

それでは、貴重なご意見をありがとうございました。皆様方からのご意見をいただきまして、本日、鎌田課長から説明のありました考え方の案についてご了解いただきたいと思います。

いますが、いかがでしょうか。

異議がないということで、よろしいでしょうか。それぞれのお顔で判断しまして。

それでは、この考え方、基本的な内容については、当小委員会として了承したということにさせていただきます。

なお、一部、字句等の細かい修正等があった場合には、私と事務局に一任させていただければと思いますが、それもよろしいでしょうか。

今後の予定としましては、ただいまご了承いただいた考え方について、12月14日に開催予定の地域経済産業分科会にて報告するということになります。

これで議事は終わりではありませんで、議事次第をみていただきますと、もう1つ議題が残っております。次の議題に入らせていただきます。

工場立地法における町村への権限移譲について、もう言及されておりますけれども、事務局より説明をお願いいたします。

○鎌田地域企業高度化推進課長　それでは、i P a dで資料6をごらんいただけますでしょうか。

資料6「工場立地法における権限移譲について」です。昨年、委員の皆様にはそれぞれ個別にご説明させていただきましたけれども、第6次地方分権一括法に基づきまして、工場立地法の町村部に係るところの準則制定権限につきまして、都道府県から町村に権限が移譲される法律が通ったところでございます。これにつきましては、施行日が来年の4月1日ということで、十分な周知と準備の期間を置いているということでございます。

当時、個別にご説明させていただいたときに、きちっと準備を進めている町村に対して協力をするようにというご指摘をいただいておりますので、都道府県に市町村からの担当者を集めていただいて、積極的に説明会などをやらせていただいている状況でございます。

これまでに30ぐらいの都道府県で説明会をさせていただいておりますが、今後も引き続き施行に向けて進めていきたいと考えております。また、さまざまな問い合わせなどもいただいておりますし、施行に係るマニュアルに相当するものも準備をしており、4月1日の施行に向けて、問題が起きないようにきちっと進めていきたいと考えております。

簡単ではございますけれども、以上でございます。

○松原委員長　議題2、工場立地法における町村への権限移譲について、今、ご説明いただきましたけれども、これにつきまして、ご質問、ご意見がありましたらお伺いいたし

ます。特によろしいですか。

それでは、2つの議題を議論していただきましたが、ほかに何かございますでしょうか。

企業立地促進法の見直しの検討状況からご意見、ご質問をいただきまして、こういう新しい方向性について委員の皆様のご関心の高さを伺わせていただきました。

ご意見、ご質問がないようでしたら、若干早目に終わることになりますが、産業構造審議会地域経済産業分科会第33回工場立地法検討小委員会を閉会させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

——了——

お問合せ先

地域経済産業グループ地域企業高度化推進課

電話：03-3501-0645

FAX：03-3501-6231